

# 議員団 ニュース

日本共産党平塚市議会議員団  
団長 渡辺敏光  
電話・fax 31-6431  
w\*toshi@agate.plala.or.jp  
松本敏子  
電話・fax 59-4607  
mail@matsumoto-toshiko.jp

日本共産党平塚市議会議員団  
電話 0463-23-1111 (内線 2375)  
平塚市浅間町9-1 平塚市議会控室

日本共産党議員団の法律相談  
今回は7月11日です。  
午後1時 (要予約)

No.1033 2009年6月21日発行

## 6月議会 松本敏子議員の 総括質問の内容(No.1)

### 住民の生命を守る 生活保護行政のあり方

【松本】 相談者に十分対応できる人員配置になっているのか、また職員への指導・研修はどのように行っているのか伺いたい。

【福祉部長】 社会福祉法で定める標準配置数は22人となっているが、現在は20人である。今後相談者や受給世帯が増加することが見込まれることから、標準人数の確保に努めてゆきたい。

研修は、任務遂行のために、各種制度や他法他施策の活用など専門知識の習得が必要であるため、新任ケースワーカーのための研修が年5回、経験年数に応じた研修が年5回、また、ケース診断会議を年間30回程度行っている。また、国県主催の所外研修にも積極的に参加している。



6月16日(火)10時から  
質問に立った松本議員

上記のメールアドレスまたは電話にて、皆さんからのご意見・ご要望をお寄せください。

「生活保護のしおり」を充実させ、それを示しながら相談に当たることを要望。

【松本】 職員の大変な状況を目の当たりにしている。ぜひ、十分な人員配置で当たって欲しい。また、ケースワーカーの責任は大変大きいと感じている。

さまざまな制度を熟知することも重要だが、一番大切なことは「相談者の気持ちになって支援する」ことであり、一番戒めなければならないことは「慣れ」だと思う。福祉の窓口として、常に基本的な姿勢を保っていくために、こういった指導・研修がされているのか。

相談者は、とことん困っているからこそ、相談に訪れるのだが、いろいろ聞かれ、やっと実情をわかってもらえたと思っていたら、「相談」で片付けられ、申請を次回にされることが多い。



一般の人は「申請書」を出さないと、申請したことにならないなんて知らない。「申請書の提出をもって、申請とする」のであれば、そのことを書面で説明してほしい。また、相談者は、職員の言葉をすべてその場で理解できる状況にない。通院時の交通費ももらっている人、もらっていない人がある。あとから、「言った、言わない」ということにならないためにも、しっかりとそうしたことを、書面で説明すべきと思うが見解を伺う。

「書面」は「生活保護のしおり」ということになるが、市の立場からの内容だけでなく、通院時の交通費は実費支給することや、決定通知は「原則14日以内」であること、決定に不服の場合、知事に不服申し立てができることなど、苦しむ市民の立場に立った内容を盛り込んでいただきたい。

【福祉部長】 相談をどう聞いて、どう対処するかということは大変重要なことである。切実な思いを汲みとることができないと相談はできないものとする。日々の相談や先輩たちとの話の中からも習得していかなくてはならないものだ。

書面で説明をということだが、その通りだと思う。

「生活保護のしおり」を市民の立場で書いてほしいという点は、今後よく勉強し、担当と必要な改良をしていきたい。

【松本】「生活困窮者を早い段階で救済するために、(略)関係機関との連携を図り、生活困窮者の情報が福祉事務所の窓口につながるような仕組みづくりを推進するように」という国からの通達が来ているが、市の現状はどうか。

【福祉部長】市の窓口で窮状を訴えた人には、本人の了解を得て、生活保護や各種貸付制度などの紹介、保健福祉総合相談窓口での相談につながることも多くなっている。

そのため、平成19年度から各担当からなる「情報交換会」を行い、窓口業務についての横断的な連携を図っている。

H21年3月の相談件数は121件と前年度同月比で

2.08倍、同じく3月の申請件数は63件と、前年度同月比1.96倍となっている。



「住所がない」ことで「申請」を拒否してはならない。

【松本】「住所」がないということで「申請」を拒否してはならないとされているが、市の対応はどうか。また、相談者が、所持金も住む家もない場合、保護認定までの間の最低限度の生活をどのように保障しているのか伺う。

【福祉部長】ホームレスの方に対しては、保護申請の意志が確認とれたら、請求権を侵害することなく速やかに申請手続きを行っている。法の原則に基づき資産や能力の活用を促すとともに、NPO法人の無料・定額宿泊所への入所をサポートしながら、生活保護につなげている。

「市営住宅」は市民の財産。「空き家」は緊急に必要な人に活用を。

【松本】自治体によっては、住むところがない人には、決定するまでの間、ネットカフェなどの宿泊代や食事代を出している。

平塚市は、今後、こういう人に「シェルター(NPO法人の無料・定額宿泊所)が空いてないので」といって返すのか、宿泊代を出して、空くまで待ってもらうのか。

市営住宅は市民の税金で作られ、維持されているにもかかわらず、政策的空き家と言って、火災で焼け出された市民にも使われていない。修繕のお金がないというが、今回の、国の緊急対策補助金を活用して、空いている市営住宅の一部を利用すべきと考えるが。

【福祉部長】国は今回、補正予算で施策を出してきている。10月からであり、まだ詳細な内容が来ていないが、それを見ながら何かできないか研究していきたい。



## リバースモーゲージに対する市の考え方は？

【松本】高齢者がいよいよ困って福祉の窓口に行っても、自宅があれば、「まずは自宅を担保にお金を借りるか、売って生活し、それがなくなったらまた来てください。」と言われる。

しかし、住み慣れた家を手放せず、保護の申請を諦め、最低限度以下の生活を続けて、とうとう倒れ救急車で病院に運ばれたケースが起こっている。

いま国が進める「リバースモーゲージ」は、「500万円以上」の資産価値のある自宅を持つ人が対象となっており、住まいを担保に社会福祉協議会から貸し付けを受けて生活をするというもの。しかし、貸し付け額は資産価値の7割までとなっており、これは、国主導で生活に苦しむ高齢者から利子先取りの営利事業を展開するという感がぬぐえない。市はこの制度についてどういう見解か伺う。

【福祉部長】リバースモーゲージは、2007年4月から、一定の居住用不動産を有し、将来にわたってそこを住居として住み続けることを希望する65歳以上の高齢者世帯を対象としているもので、当該不動産を担保として生活資金の貸し付けを受けることで、その世帯の自立を支援し、生活保護の適正化を図ることを目的とした制度であ

る。

平塚市ではまだ行っていないが、県内では横浜・相模原に事例がある。

平塚市としては、生活保護に優先する他法他施策の活用が位置づけられているので、相談の際には要保護者の意向や扶養義務者の支援などを総合的に把握した上で、要保護者の有益なることを最優先にした運営に努めていきたい。



【松本】市は高額な資産でない限り、高齢者が住みなれた自宅で生活を維持しながら生保受給ができる施策を講じるべきと考えるが、見解を伺う。

【福祉部長】自宅があることで、生活保護が受けられないということはない。

生活保護法第4条で、「利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用すること」としている。

しかし、当該資産が、最低限度の生活を維持するために、現実に活用されているか、また、処分するより所有して活用している方が自立の助長につながる場合は認めている。

今後、このリバースモーゲージの利用が自立支援につながる場合は、この貸付制度を十分理解していただき行っていきたい。また、資産価値の判断が難しい時は、ケース診断会議にかけていきたい。